

# 安平町被災者支援制度のお知らせ

これまでも、広報紙等でお知らせをしてきました災害義援金・災害見舞金、公費解体・自費解体の各種支援制度の申請について、申請期限の締め切りが迫ってきています。

申請がまだお済みでない方は、お早めに手続きをしましょう。

**申請期限** 3月29日(金)  
※土、日、祝日を除く平日の9時～17時で申請受付

**受付場所** 総務課復興・生活再建支援室(総合庁舎)  
住民サービス課住民サービスグループ(総合支所)

## (1) 災害義援金・災害見舞金

全国並びに海外から寄せられた義援金を、町内で被災された方々へ配分しております。

**対象** 平成30年北海道胆振東部地震により安平町において被害を受けた町民または遺族

※1 災区分が「無被害」の方や、社宅や従業員寮にお住まいの方も対象となります。

※2 世帯以上が同居されている場合は、原則として代表の世帯主のみが申請できます。

**必要なもの** ①申請書 ②災証明書の写し ③預金通帳の写し(申請者の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号がわかるもの) ④生活根拠を証明する書類の写し(免許証、保険証、発災時前後の公共料金明細、マイナンバーカード等)

<代理申請を行う場合(①～④に加えて必要なものです)>

⑤委任状 ⑥代理人の本人確認書類等

被害区分		配分基準		備考
人的被害	死亡者	1人あたり	100万円	
	重傷者	1人あたり	30万円	
住家被害	全壊(自己所有)	1家屋あたり	100万円	長期避難世帯で全壊(自己所有)含む
	全壊(借家)	1家屋あたり	85万円	長期避難世帯で全壊(借家)含む
	大規模半壊(自己所有)	1家屋あたり	50万円	長期避難世帯で大規模半壊(自己所有)含む
	大規模半壊(借家)	1家屋あたり	40万円	長期避難世帯で大規模半壊(借家)含む
	半壊(自己所有)	1家屋あたり	40万円	長期避難世帯で半壊(自己所有)含む
	半壊(借家)	1家屋あたり	40万円	長期避難世帯で半壊(借家)含む
	一部損壊(自己所有)	1家屋あたり	5万円 ※別途住家修理金上限5万円	
	一部損壊(借家)	1家屋あたり	25万円 ※別途住家修理金上限5万円	
	長期避難世帯で一部損壊(自己所有・借家)	1家屋あたり	37万円 ※別途住家修理金上限5万円	義援金配分等に伴う長期避難世帯の認定を受けた世帯が対象
	長期避難世帯で無被害(自己所有・借家)	1家屋あたり	35万円	義援金配分等に伴う長期避難世帯の認定を受けた世帯が対象
無被害	1家屋(1戸)あたり	1万円		

問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎22511

住民サービス課住民サービスグループ ☎22411

## (2) 被災家屋の解体・撤去制度(公費解体・自費解体)

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた住宅(アパート、店舗兼住宅等も含む)について、町が所有者に代わり解体する制度(公費解体)及び、既に解体・撤去をご自身で行われた方については費用をお支払いする制度(自費解体)です。

**対象** 災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋等の所有者

※住家以外の構造物(物置、車庫、塀、庭木など)は制度対象外となります。

※店舗兼住宅の店舗部分の解体費用は、全壊の場合のみ対象となります。

**対象となる経費** ①全壊の場合(9月6日現在で居住者がいた場合、または空き家だった場合)

撤去・解体経費、瓦礫の運搬・処分経費の全額